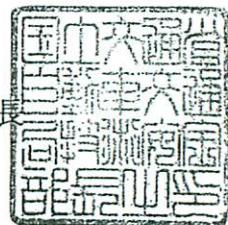




国自環第252号
平成19年3月9日

社団法人
日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部長



「低排出ガス車認定実施要領の細部取扱について」の一部改正について

今般、「自動車の低排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領」（平成19年国土交通省告示第131号）の制定に伴い、「低排出ガス車認定実施要領の細部取扱について」（平成12年3月13日付け自環第74号）を別添のとおり一部改正しましたので、関係会員に対し、周知方お願い致します。

○低排出ガス車認定実施要領の細部取扱について（平成12年3月13日自環第74号）の一部改正について 新旧対照表

平成12年3月13日 自環第74号
改正平成19年3月 9日国自環第252号

改 正	現 行
<p>別添 低排出ガス車認定実施細目について</p> <p>低排出ガス車の認定については、低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号、以下「実施要領」という。）によるほか、下記のとおり扱うこと。</p> <p>記</p> <p>1. 実施要領第2条関係</p> <p>(1) 申請は、別記様式による申請書を自動車交通局技術安全部審査課に1部提出することにより行うものとする。</p> <p>(2) 「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目」（平成19年国自環第249号）第1(1)の規定により、同通達第1号様式による申請書を提出した場合は、当該申請をしたものとみなす。</p> <p>2. 実施要領第4条関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領（平成19年国土交通省告示第131号。以下「改造認定実施要領」という。）に基づき、改造の認定を受ける自動車については、以下のとおり取り扱うものとする</u></p> <p>① 「自動車型式指定規則第3条第1項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第4項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面」（昭和58年運輸省告示第331号）及び「自動車型式認証実施要領」附則7「長距離走行実施要領等」中「長距離走行（その4）実施要領」又は「長距離走行（その5）実施要領」の取扱いに準拠する。この場合において、これら要領中「型式指定規則第3条第2項第7号の点検整備方式」とあるのは、「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領第4条第2項第4号の点検及び整備に係る実施要領」と読み替えるものとする。</p>	<p>別添 低排出ガス車認定実施細目について</p> <p>低排出ガス車の認定については、低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号、以下「実施要領」という。）によるほか、下記のとおり扱うこと。</p> <p>記</p> <p>1. 実施要領第2条関係</p> <p>申請は、別記様式による申請書を自動車交通局技術安全部審査課に1部提出することにより行うものとする。</p> <p>2. 実施要領第4条関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p>